

必ず宮城県収入証紙をはり付けること。
収入印紙では受付できません。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

※ **宮城県収入証紙**をはり付けてください。

(収入印紙ではありませんのでご注意ください。)

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあっては、この限りでない。